

PTAのて



さぎそう学舎
世田谷区立八幡中学校PTA

はじめに

八幡中学校のPTA会員の皆様にPTAの様子をお知らせするために、
このてびきを作りました。
お役に立てていただけたらと思います。

さぎそう学舎 世田谷区立八幡中学校 PTA

目次

PTAとは	2
PTAの歩み	2
八幡中PTAの沿革	3
八幡中PTAの会員	4
八幡中PTAの予算	4
役員の仕事・その選び方	4
学級集会・学年・学級代表委員の仕事	
学年・学級代表委員会	5
常任委員会（広報・文化厚生・校外）	5
実行委員会の構成と仕事	6
総会	6
会計監査委員	6
〈付〉世中Pのこと	7
八幡中PTA年間活動のあらまし	7
会則	8
細則	9
慶弔見舞等に関する内規	12
歴代会長	13

PTAとは

PTAというのは、Parent（両親）Teacher（教師）Association（つながり）の頭文字をとった言葉です。

小・中・高の各学校単位につくられ、一般に親たちの全員加入制で組織されている。総会、運営委員会、学年委員会をもち、広報・文化・厚生などの事業や学級PTA、地域PTAの活動を行う。

上部団体として、市区町村、都道府県の連合PTAと日本PTA全国協議会がある。かつては、地域有力者中心の学校後援会式のものが多かったが、今日では会員の自覚と民主的運営による活動の成果が期待されている。

〔グランド現代百科事典より〕

PTAは、児童生徒の健全な成長をはかる事を目的とし、親と教師が協力して、学校および家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、会員相互の学習その他必要な活動を行う団体です。

その目的を達成するために、次のようなことが必要です。

- ① 学校と家庭と社会がそれぞれの教育責任を分担し、協力し合う事が大切で、特に子どもの教育に直接責任を負う学校と家庭が協力体制を作る。
- ② 学校と家庭とが密接な関係を保ちながら、子どもの指導が充分に行われるように、学校の指導の方針や家庭の教育のあり方等について相互に理解を深める。
- ③ 校外の生活指導に協力すると共に、子どもの心身ともに健全な発達を促すよう、適切な指導を行うことや、少年団体等の健全な育成を助ける。
- ④ 子どもが生活する地域環境を教育的に改善し、子どもの校外における生活の安全を確保する。

以上のような諸活動を効果的に進めるためには、会員相互の話し合いや組織的な学習や実践が必要です。

PTAの歩み

日本のPTAは、昭和21年に来日した第一次アメリカ教育使節団の報告の中で、初めてその結成をすすめられました。

この時の報告書には、次のようなことがPTA結成の意義となっていたそうです。

- ① 児童の家庭生活・社会生活・学校生活を改善し、民主的にするために保護者と教師が理解し合い、協力する。
- ② PTAによって婦人を組織化し、封建制を打ち破る。
- ③ 親と教師が手をつないで教育のことを考え合っていく。

けれども日本の家庭にとって「教師と保護者が手をつないで教育のことを考える」などという生き方はまったく新しく、どうしたら良いのか分かりませんでした。それで、今までの後援会が名前だけを変えて、PTAの誕生となっ

たところが多かった様子です。

そして、PTAは充足するとすぐに、当時の経済事情や行き届かぬ文教政策を補って、校舎の整備や教師の生活補助に迫られてしまいました。

どこの学校でも、現在の整った校舎となるまでに、当時のPTA会員のなみなみならぬ努力が秘められています。教師が校舎の壁を塗り、保護者が校庭の地ならしをし、苦しい生活の中から子どものために施設を整えて、今日の姿になったのです。

昭和27年、講和条約発行以後「社会教育法」によって、「文部省も教育委員会も、PTAの健全な発展に奉仕するが統制監督はしない」ということがはっきりするにつれ、それぞれのPTAは、自分の責任で自主的に歩き出しました。

地域の浄化等のために積極的に働いたPTAもあり、講演会なども活発になってきました。

世の中が落ち着くにつれて、教育予算は増額されてきました。こうなると、今まで後援会的な色彩が強かったPTAでも、もう一度、PTA本来の目的を考え直し、「PTAは自分達の勉強の場」として捉えられるようになってきました。

戦後、私たちの生活は、所得水準の向上、余暇時間や情報の増大等により、著しく変化してきました。

物質的な豊かさを求めるあまり、心の豊かさなどの精神的なものを、見失いがちな風潮にあるのも否定できない事実です。

「青少年非行の増大」「校内暴力」さらには「家庭内暴力」などの問題がPTAの重要な取り組みテーマとなった時代もありました。

最近では、パソコンや携帯電話の普及により、社会経験の未熟な子どもがインターネットやソーシャルメディアを通して社会と簡単に繋がることで、様々な問題が起きています。

PTAは、青少年の指導に、直接関わっている教師や親によって構成されている組織です。そうした面においても、今後も、PTAに期待されることはますます大きくなるものと考えられます。

八幡中PTAの沿革

- ◎昭和24年1月28日
学校建設協賛会結成（会長 原 新十郎 氏）
会の尽力により等々力町3-14に土地買収 3099坪
- ◎昭和24年4月11日
八幡小学校において八幡中学校開校式
- ◎昭和24年4月23日
PTA発足
- ◎昭和24年9月
新校舎（9教室）竣工
- ◎昭和25年9月20日
第2期増築工事完成 木造2階建8教室
うち2教室はPTA立替払（次年度予算から返済）
- ◎昭和26年3月
さつき会（PTA同窓会）結成
- ◎昭和29年4月
特殊学級校舎建設に協力
- ◎昭和30年3月
特別教室（音楽室・調理室・図書室・理科室）の増築に協力
- ◎昭和31年4月
地区集会の組織結成
- ◎昭和32年9月
校庭の排水に側面的援助 体育館建設に協力
- ◎昭和34年1月
創立10周年記念事業としてプール建設を計画
- ◎昭和35年6月
プール貯金開始 これを資金源にプールの建設に着手
- ◎昭和36年2月
三戸浜臨海宿舎建設に協力
- ◎昭和36年7月
濾過装置を備えたプール完成 プール開き
三戸浜臨海宿舎開設 布団・毛布・枕など寄付
- ◎昭和36年～38年夏
プール公開に際し、PTA会員が受付当番
- ◎昭和37年10月11日
三戸浜協議会発足
- ◎昭和39年3月
プール貯金の返済完了
- ◎昭和39年4月25日
学級集会を会則に設置
- ◎昭和41年4月23日
地区集会・地区代表の廃止
常任委員会に校外補導委員会を設置
- ◎昭和43年4月
常任委員の施設・文化厚生・校外補導等を活動停止し、
新たに研修委員会を設置
- ◎昭和45年4月21日
常任委員会整理統合のための会則変更
- ◎昭和48年4月
入会金の項削除 入会金徴収を中止
- ◎昭和54年11月3日
開校30周年記念祝賀会を挙行
- ◎昭和58年6月25日
新重層体育館・プール落成祝賀会を挙行
- ◎昭和59年4月28日
校外地区特別委員会の設置
- ◎昭和60年4月27日
校外地区特別委員会を校外地区委員会と改正
- ◎昭和63年4月23日
研修委員会を文化厚生委員会と改正
- ◎平成9年4月1日
文化厚生委員会を家庭教育学級委員会と改正
- ◎平成11年3月15日
会則第6章第15条の改定
会則第9章第27条の一部削除
- ◎平成11年10月30日
開校50周年記念祝賀会を挙行
- ◎平成12年3月4日
慶弔見舞等に関する内規の一部削除
- ◎平成13年3月14日
第6章第13条の改定
- ◎平成16年3月16日
第6章第16条の改定
- ◎平成19年3月18日
慶弔見舞等に関する内規の一部追加
- ◎平成21年10月27日
開校60周年記念祝賀会を挙行
- ◎平成23年3月31日
てびきの言葉遣いを現在使われている言葉遣いに改定
地区班統合により校外委員各班3名に改定

- ◎平成25年3月31日
会計監査委員の詳細追記
- ◎平成26年3月31日
学校名表記をさぎそう学舎世田谷区立八幡中学校に変更
校外地区委員会を校外委員会の名称に統一
避難所運営訓練自校実施計画により校外委員各班4名に改定
第8章第22条の改定
- ◎平成28年3月31日
校外委員選出を各学級2名に変更
慶弔見舞などに関する内規の一部追加
細則の推薦委員会運営要領改訂
- ◎平成30年3月31日
個人情報保護法対応のため、「個人情報取扱に関する基本方針」を作成
第3章第7条および細則第1章を追加
- ◎平成31年3月31日
学級代表委員会、常任委員会、推薦委員会の選出方法の変更
「学級代表委員会」を「学年・学級代表委員会」へ名称変更
実行委員会の開催規定変更
「父母」を「保護者」の名称に統一
(第17条、第23条、第32条、細則第2章第4条)
- ◎令和4年3月31日
学年・学級代表委員会、広報委員会、校外委員会の選出人数を変更
「家庭教育学級委員会」を「文化厚生委員会」へ名称変更し、選出人数を変更
(第23条、第24条、第30条、第34条)
- ◎令和5年3月31日
会則内の委員数の表記を削除
「第1・第2学年の学年・学級代表委員とPTA役員1名を選出し、推薦委員の求めに応じ候補者選出の補助的業務を行う。」に変更
(第17条、第23条、細則第2章第4条)
- ◎令和7年3月31日
奥沢区民センター運営協議会・企画会、世中P連給食献立作成・物資購入委員
の削除

八幡中PTAの会員

会員は八幡中学校の教職員と、八幡中学校に在学している生徒の保護者、またはそれに代わるものということになっています。

生徒が入学すると、世帯単位で会員になり、すべての会員は会費を納入する義務があり、総会や学級集会その他各種の集会で発言することができます。

八幡中PTAの予算

八幡中学校では、その年度の終わり頃に、予算委員会（役員、学年委員長、常任委員長）を開き、予算案を作ります。

予算の収入の部は、次年度にどれくらい入るか予想して立てます。PTA運営費の部分は、各項目の今年の支出状況を参考にし、PTA活動費の部分は、各委員と学年代表からの予算要求額を基にして会計が案を作ります。この中には紙代、印刷代も含まれています。

会計が作った案は、再び予算委員会で検討し、総会にはかって決定することになります。

PTA活動には、予算がなくてもできることもあります。大体は予算の裏付けが必要です。会員の出したお金がどのように使われて会員のもとへ返ってくるのか、総会前に配られる予算案をよく見て考えることも、会員の務めです。

PTA会費については、世帯単位で集めます。生徒が2名以上在学している場合には、高学年の方から集めています。

役員の仕事・その選び方

1. 役員の仕事

会長

- ① 八幡中学校PTAの代表者で、会の責任者です。
- ② 総会・委員総会・実行委員会・役員会を招集します。
- ③ 実行委員会にはかって、特別委員会の委員を決め、その中から委員長を委託します。
- ④ 区、ブロックの世中P連の理事会に出席します。
- ⑤ 学校運営委員会に出席します。

副会長

- ① 会長を助け、会長に差し支えがある場合は、その代理をします。
- ② 役員会、実行委員会の司会をします。

会計

- ① 総会が決定した予算に基づき、会計事務を処理します。
- ② 総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をします。
- ③ 予算案をつくる時に、中心になります。

庶務

- ① 総会及び実行委員会の議事ならびに、この会の活動に関する重要事項を記録します。
- ② PTAだよりを発行します。
- ③ 他の委員会に属さない連絡、通知等の事務をします。
- ④ 総会報告書を発行します。

2. 役員会

原則として、実行委員会の前には定例の役員会を開き、実行委員会の議案を整理したり提案事項を考えたりします。

3. 役員の選び方

八幡中学校では、全会員から推薦された役員候補者を、推薦委員会が各役員候補者の内諾を得て総会に計り、承認を受ける、という方法をとっています。

学級集会・学年・学級代表委員の仕事

学年・学級代表委員会

1. 学級集会

学校からの伝達事項や教育上の問題のために学校が招集する集会と、学級PTAの集まりとしてPTA主催で開く集会とがあります。また、時には、両方を兼ねて開かれる場合もあります。

学級集会は各学期に1～2回行われます。それぞれに重要な集会ですが、特に年度初めの集会は、学校や学級の方針を知り、担任と保護者の理解を深める第一歩となる大切な集まりです。学年末にある集会を利用して次年度の学年・学級代表（1、2学年は各2名、3学年4名、特別支援学級は1名）およびPTAの各委員を選出します。

2. 学年・学級代表委員の仕事

学年・学級代表委員には

- ① 学級PTAの運営の中心になる。
- ② 実行委員会に出席する。

等の仕事があります。

学級や学年に関する行事の保護者の代表というわけですが、いつでも

- ① 学校や学級の方針に保護者として協力する。
- ② 皆で協力できるような雰囲気づくりに努める。
- ③ 学級集会での話し合いと、実行委員会での話し合いとの連絡をはかる。

という基本に沿って活動します。

3. 学年・学級代表委員会

学年・学級代表委員会は、委員同士が、学級PTAの連絡や相談をしたり、学級集会の工夫やPTAについての勉強をしたりするための会合です。

学級PTAを円滑に運営してPTA本来の目的を果たすために、学年・学級代表委員会は必要に応じて開かれます。

常任委員会

八幡中学校のPTAには、広報、文化厚生・校外の3つの委員会があります。常任委員会は、学年ごとに選ばれた委員と教師1名によって構成されます。

その中で保護者同士より委員長1名・副委員長1～2名を互選します。教師1名は副委員長となります。その他に会計1名・記録1名を選び、委員会にまかされた費用の会計と、会議や催物の記録を受け持ちます。

委員会の企画は前年度の記録を参考にしながら、今年度の委員の独創的な計画を打ち出します。ただし、委員会活動は、学級集会の話し合いの中から出てきた要望や社会情勢の変化に応じて、常に会員に密着した物であることが大切です。

委員長は委員会を招集して、1年間の仕事の計画を立て、実行委員会に提案します。一つ一つの事業に取り掛かる前には、十分に計画を練り、慎重に準備します。催しが重なって会員が参加しにくいことがないように、委員長同士が連絡し合うことや、終わった後の反省も必要です。

1. 広報委員会

会員のひとりひとりがPTAをよりよく理解するために、また、学校と家庭とが一層理解を深めるために、広報紙「やっちゅう」を、発行することが、この委員会の主な仕事です。

会員の知りたいこととして、学校のこと、生徒の学校での生活・学校やPTAの行事・会員の意見などを取り上げています。

発行するまでには、企画・取材・編集・割付・校正・配布という作業があります。

2. 文化厚生委員会

会則に、文化厚生委員会は、「講演会・講習会・見学会・調査研究などの研修活動を行う。」とあります。

学級集会の話し合いの中から出された問題点などで、皆の問題として勉強したい希望があれば、それも取り上げて企画します。

講師を招いたり、映画会を開いたり、お互いの話し合い等の中から解決を見出すための勉強会や、すぐに役立つ講習会などの催しを計画したり、できるだけ多くの会員に満足していただくために、工夫を重ねています。

※ 世田谷区教育委員会より委託されて、行っているものです。

3. 校外委員会

各学年から2名(保護者)を選出します。

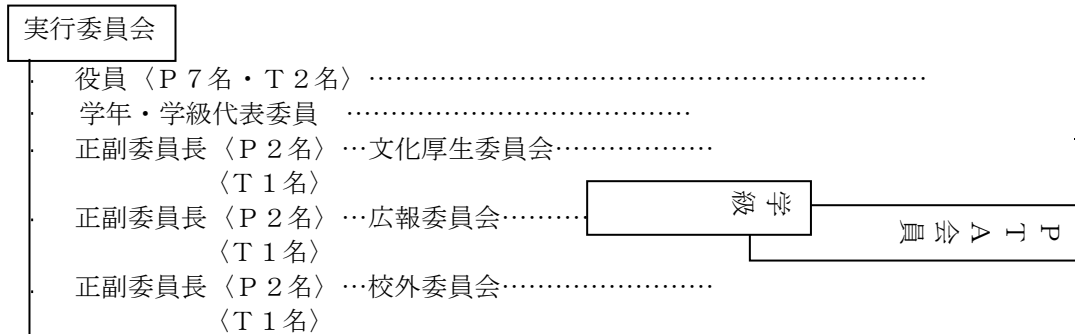
主な活動

- 1 防犯パトロールカード着用によるパトロールの呼びかけ
- 2 地域活動への協力(盆踊り、ウォークラリー、新春こどもまつり)

3 震災時の学校及び地域への協力

実行委員会

1. 構成



2. 実行委員会の仕事

実行委員会は総会の次に大切なP T A運営のための議決機関です。役員、学年・学級代表委員、文化厚生正副委員長、広報正副委員長、校外正副委員長によって構成されます。

P T Aの運営は、総会で予算をはじめ、およその活動基準が決められていますので、その枠内で行われるのですが、1年の間には、非常に重要な案件もいくつか出てきます。

実行委員会の議事内容は全員に報告し、P T A活動の問題点、疑問点及び運営方針について知っていただくように努めています。

総会

総会は、全会員の参加を求める、P T A最高の、権威ある議決機関です。重要な議題は、すべて総会で決める事になっています。

総会には、定期総会と臨時総会とがあります。毎年度学年はじめと学年末に開かれるのが定期総会で、必要に応じて開かれるのが臨時総会です。

定期総会では、前年度の活動報告・前年度の決算報告・会則改正・新年度の事業計画・新年度の予算案の審議・新役員の承認など、基本的な問題を決めて、その年度のP T A活動に入るわけです。

総会の議題は、数日前に資料をお手元に届けます（配信資料添付）ので、欠欠（未回答）にかかわらず、目を通しておいてください。

総会の成立には、会員の5分の1の出席・回答（委任状を含めて）が必要です。会員は会を成立させる責任がありますから、都合のつく限り出席（回答）し、欠席の場合は、委任状を出していただきます。

会計監査委員

総会で承認された3名 <P 2名・T 1名> の委員を持って構成され、年1

回の定期的な監査をします。

なお、次の場合には随時一般会計の監査をすることができます。

- ① 独自の立場と判断で必要と認められるとき。
- ② 会長・実行委員会の要求のあるとき。
- ③ 一定数の会員の請求があるとき。

会計監査の事務については次のようなものがあります。

1. 全般的な立場から

- ① 予算収入に比べて、収入済み額の増減した理由。未納金の理由や処置方法が適切であるか。
- ② 会計運営が適切かつ計画的であるか。
- ③ 不用・不急の物品購入支出がないか。
- ④ 予算に合った支出がなされたか。

2. 事務上から

- ① 支出関係文書が完全であるか。
- ② 支出関係文書と諸帳簿などが合っているか。
- ③ 貯金通帳と徴収帳簿があっているか。
- ④ その他、流用の手続き、物品の状態、会計事務が適正であるか。

等について監査し、その結果を総会に報告します。

<付> 世中P連のこと

世田谷区立中学校P T Aでは、連絡・協議・共通の目的達成のための活動などの機関として、世田谷区立中学校P T A連合協議会（世中P連）を組織しています。

八幡中学校P T Aも、毎年負担金を支払い、世中P連に参加しています。つまり、八幡中P T A会員は、全員世中P連会員でもあります。

しかし、このような連合組織は、各P T Aに命令したり、監督したりする権限を持っているわけではなく、各単位P T Aは、あくまでも自主的な団体です。

このような組織に参加して、他校の様子を学んだり、協力して区や都に要望を出したりします。

世中P連の組織には、毎年、代表者として次のような人が参加します。

理事会……………校長・会長

校外連携委員会……………校外委員会正副委員長

世中P連の広報紙として「世中P連だより」が、配布されます。

八幡中PTA年間活動のあらまし

1 学期

- ・ 新会員に「PTAのてびき」が八幡中学校ホームページに掲載されていることを周知する。
- ・ 委員総会を開き、各常任委員会の正副委員長を選出する。
- ・ 定期総会を開き、前年度の決算及び本年度予算の承認を行う。
- ・ 第1回の委員会で、新旧委員の事務引継ぎを行い、年間事業計画を作成する。
- ・ 第1回の実行委員会では、本年度PTAの基本方針・各委員会の年間計画について審議する。
- ・ スタッフを募り年間スタッフ表を作成する。
- ・ 運動会に協力する。
- ・ 学級・常任委員会の活動が始まる。
- ・ 各委員会主催の催しや、PTA全体の研修会、高校進学のための研究など、PTA行事等を行う。

2 学期

- ・ 学芸発表会に協力する。
- ・ 各委員会主催の催しや、PTA行事等を行う。
- ・ 世中P連第4ブロックの研修会に参加する。
- ・ 全会員から次年度役員候補者を推薦する。

3 学期

- ・ 学級保護者会時、次年度の学年・学級代表委員・常任委員を選出する。
(1学期から移動)
- ・ 予算委員会を構成し、予算原案を作成する。
- ・ 実行委員会では、予算原案・決算書・総会の持ち方などを審議し、本年度PTAの反省・次年度への希望を、まとめる。
- ・ 役員会・学年・学級代表委員会・常任委員会では、年間の活動を反省し、次年度への引継ぎの準備をする。
- ・ 定期総会を開き、次年度役員の承認を行う。

八幡中学校PTA会則

昭和24年4月23日発行
令和7年3月31日第27次改正
令和7年4月1日施行

第1章 名称・事務所

第1条 本会は八幡中学校PTAと称し事務所を同校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は学校と家庭が一体となって生徒の教育的環境を整えその福祉を増進すると共に、会員相互の親睦をはかり、教養を高める事を目的とする。

第3章 活動・方針

第3条 本会はその目的を達成するために以下のことを行う。

1. 家庭と学校との連絡を緊密にするための活動。
2. 生徒の心身の健全な発達をはかるための活動。
3. 学校の教育的環境を整えるための活動。
4. よい保護者よい教師となるための活動。
5. その他本会の目的を達成するために必要な活動。

第4条 本会は教育の推進を本旨とする民主的な団体で、営利的宗教的政党的色彩をもたない。

第5条 本会は学校管理や教職員の人事に干渉しない。

第6条 本会は青少年の福祉のために活動する諸団体と協力する。

第7条 本会は個人情報に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努める。なお、具体的な運用手続きは細則に定める。

第4章 会員

第8条 本会の会員は、生徒の保護者またはこれに代わる者、ならびに教職員とする。

第9条 会員はすべて平等の権利と義務を持つ。

第5章 会計

第10条 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。

第11条 会員の会費は総会で決める。

第12条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第13条 本会は以下の役員を置く。

1. 会長 1名（保護者）

2. 副会長 3名（保護者2、副校長）
ただし、必要に応じて増員できるものとする

3. 会計 2名（保護者）

4. 庶務 3名（保護者2、教職1）

第14条 役員の任職は1年とする。

ただし、同じ役員の職については、1回限り再任を妨げないが、やむを得ない場合はこの限りでない。
(教職員はこの限りでない。)

第15条 役員の任職は以下の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は、その代理をする。
3. 会計は、予算にもとづき金銭収入の事務を処理し総会において会計報告をする。
4. 庶務は記録の作成その他の事務を行う。
5. 役員は、各種の委員会に出席して意見を述べるができる。

第16条 役員の選出は候補者推薦委員会が本人の同意を得て推薦した候補者を総会において承認する。

役員は新1年生を含む次年度の会員より選出する。

第17条 候補者推薦委員会は第1・第2学年及び、教職員の委員から構成する。具体的な運営については細則に定める。

第18条 校長はすべての会議に出席して意見を述べるができる。

第7章 会計監査委員

第19条 本会に3名（保護者2、教職1）の会計監査を置く。

第20条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第21条 会計監査委員は本会の会計を監査する。

監査の結果は定期総会に報告をする。

第22条 会計監査委員は候補者推薦委員会が本人の同意を得て推薦した候補者を総会において承認する。

第8章 学年・学級代表委員、常任委員

第23条 各学年は、保護者の中から、学年・学級代表委員、広報委員、文化厚生委員、校外委員を選ぶ。特別支援学級からは学年・学級代表委員を選ぶ。

第24条 本会に以下の常任委員を置く。

1. 広報委員
2. 文化厚生委員
3. 校外委員

教職員は各委員会に属する。

第25条 常任委員の任期は1年とする。

ただし再任を妨げない。

第 9 章 総 会

- 第 26 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
- 第 27 条 定期総会は学年はじめと学年末に開いて事業および決算の報告・会則・事業計画・予算などの審議・役員ならびに会計監査委員の選出その他の重要事項を審議する。
- 第 28 条 臨時総会は実行委員会が必要と認めた場合または、会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合に開く。
- 第 29 条 総会の定足数は会員の 5 分の 1 とする。
(ただし委任状を含む。)
議案の議決には出席者(回答者)の過半数の賛成が必要である。
- 第 30 条 総会の決議は、定期総会・臨時総会ともに、招集による決議、または
書面(議決権行使書) 議決(電磁的記録を含む)によるものとする。

第 10 章 実行委員会

- 第 31 条 実行委員会は役員、広報・文化厚生・校外委員会の正副委員長ならびに学年・学級代表委員をもって構成する。
- 第 32 条 実行委員会は総会に次ぐ議決機関で、常任委員会ならびに学年・学級代表委員会が立案した事業計画の審議・総会に提出する議案および報告書の作成その他会務の運営に関するものを行う。
- 第 33 条 実行委員会の開催回数は必要に応じて決定する。
実行委員会は委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 第 34 条 会長は会務運営上必要あるときは実行委員会を開くことができる。

第 11 章 常任委員会・予算委員会・特別委員会

- 第 35 条 本会に以下の常任委員会を置く。
各常任委員会は随時に開いて以下のことを計画する。
1. 広報委員会
広報紙の発行その他の広報活動を行う。
 2. 文化厚生委員会
講演会・講習会・見学会・調査研究などの研修活動を行う。
 3. 校外委員会
パトロールや地域活動、震災時の学校および地域への協力を行う。
- 第 36 条 常任委員会に委員長 1 名(保護者) 副委員長若干名(内教職員 1 名)を置く。
- 第 37 条 予算委員会は役員・学年委員長および各常任委員長をもって構成する。
予算委員会は総会に提出する予算案を作成し、実行委員会に提出する。
- 第 38 条 会長は会務運営上特に必要と認められるときは実行委員会にはかっ

て特別委員会を置くことができ、特別委員会の正副委員長は実行委員会に出席することができる。

第 12 章 学級集会・学級委員長会

- 第 39 条 本会は学級ごとに学級集会を開く。学級集会は学校(担任)と緊密に連絡し、教育に必要な連絡・協議・研究を行い、また相互の親睦をはかる。
- 第 40 条 学年・学級代表委員は学級 P T A を代表して担任および各学年・学級代表委員と常に連絡を密にし、学級集会および学級 P T A の運営にあたる。
- 第 41 条 各学年ごとに学年・学級代表委員の中から学年委員長を選ぶ。
- 第 42 条 必要に応じて学年・学級代表委員会を開き学級集会の進め方、学級相互の連絡協議などを行う。

第 13 章 付 則

- 第 43 条 会長は実行委員会にはかつてこの会則を施行するために必要な細則を定めることができる。
- 第 44 条 この会則を変更するときは総会にはからなければならない。
- 第 45 条 この会則は令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。

八幡中学校 P T A 施行細則

(令和 7 年 3 月 31 日改正)

(令和 7 年 4 月 1 日施行)

第 1 章 個人情報取扱

- 第 1 条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料など適宜の方法により会員に周知する。
- 第 2 条 本会では個人情報を以下の目的のために利用する。
1. 会費請求、管理等のための連絡
 2. 本会の事業に関する文書等の送付
 3. 本会役員・委員・会員名簿等の作成
 4. 校外パトロール当番名簿の作成
- 第 3 条 本会が取扱う個人情報およびその利用の同意については、本会宛に書面で提出された次の事項とする。
1. 氏名
 2. 住所・電話番号
 3. その他必要とするもので同意を得た事項
- 第 4 条 会員は個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目またはすべての事項・項目について、その同

意を取り消すことができる。

同意取り消しの申し出があった場合、本会はただちに該当する個人情報破棄または削除しなければならない。ただし、名簿等としてすでに配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

第5条 個人情報は、本会役員が適正に管理し、不要となった個人情報は適正かつ速やかに破棄する。

第6条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

第7条 個人情報を含む文書を会員に配布・回収する際は、その業務を学校に委託することができる。

第8条 本会の活動に必要な情報に限って、学校からその情報を提供してもらうことができる。

第9条 個人情報を含む文書の印刷等を外部業者に委託する際は、委託先において個人情報の適切な管理を実施することを確認する。

第10条 本会は次にあげる場合をのぞき、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを本会運用主体（役員会・実行委員会）以外の第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事業を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第11条 個人情報を第三者（第10条の場合および都、区役所、学校を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名・住所
2. 提供年月日
3. 提供する情報の対象者の氏名
4. 提供する情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨

第12条 第三者（第10条の場合および都、区役所、学校を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名・住所
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける情報の対象者の氏名

4. 提供を受ける情報の項目

5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第13条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第15条 個人情報データベースを漏えい・紛失したおそれがあることを把握した場合は、ただちに本会役員に報告する。

第16条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則 なお、本細則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合に

は、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。本細則を改訂した場合は、第1条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

第2章 役員候補者選出

第1条 役員のうち教職員から選出されるものは、学校側でその候補者をあげて総会で承認を求める。

第2条 会長欠員となった場合は、副会長のうち1名が会長となる。副会長・会計・庶務・会計監査委員に欠員が生じたときは、実行委員会が協議して補充する。任務は前任者の残存期間とする。

第3条 会長は、総会・委員総会・その他の委員会および役員会を招集する。ただし各種の常任委員会は、委員長・会長の連名で招集する。

第4条 役員候補者推薦委員は、以下の方法で選出する。

1. 第1学年と第2学年の保護者の中から、学年より2名ずつの委員を選出する。
2. 第1・第2学年の学年・学級代表委員とPTA役員1名を選出し、推薦委員の求めに応じ候補者選出の補助的業務を行う。
3. 教職員は、2名の委員を選出する。
4. 役員候補者推薦委員が推薦された場合には、委員を辞退し、補欠者がこれに代わるものとする。ただし、本人が推薦委員会運営要領(1)―②の「推薦得票者名簿」に加えられることを希望しない場合はこの限りではない。なお、補欠者は実行委員会より選出する。

第5条 役員候補者推薦委員会は、別添の「運営要領」により業務を行う。

第6条 学年・学級代表委員は原則として常任委員会の正副委員長を兼任しない。

第7条 委員会の決議は、総会で決議しなければならない事項を除いて直ちに実行することができる。

第8条 役員の数については総会の承認を経て変更も可とする。

第9条 この細則を変更した際は全会員に報告する。

＜別添＞ 役員候補者推薦委員会運営要領

役員候補者推薦委員会は、以下の要領に基づき運営されるものとする。

(1) 選考方法、選考基準、選考経過

①役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）は、全PTA会員（以下「会員」という）に対し、役員候補者の推薦を文書で求める。その際、できるだけ

るだけ、推薦理由も併せて書いてもらうようお願いする。

②会員から集めた推薦票については、PTA会長（以下「会長」という）に加え

て、校長、その授権を受けた副校長又は推薦委員会担当教職員のうち1名以

上の立合いの下、開票、集計作業を行い、結果をまとめる（以下「推薦得

票者名簿」という）。

③運営継続性確保の観点から、現行役員のうち次年度役員として留任してもよ

い意向の者の有無を役員会に照会し、意向ある役員がいた場合は、②の「推

薦得票者名簿」に入れるものとする。

④ 「推薦得票者名簿」をもとに、会員からの推薦数、適性、経験、出身小学校

間のバランス等を勘案して対象者を選び、候補承諾の交渉を行う。

⑤推薦委員会は、別に会計監査委員候補者を選出する。推薦委員会は、同委員会で選定した会計監査委員候補者に対し候補承諾の交渉を行う。なお、

会計監査には、PTA役員経験者、会計業務経験者等を優先して依頼するよう努

めるものとする。また、会計監査委員は原則として常任委員会委員を兼任

しない。

⑥上記④の交渉及び⑤の候補者選出の判断の参考とするため、推薦委員会委員

は、役員及び実行委員会委員に情報を求めることができる。なお、求められ

た役員及び実行委員会委員は、その内容の秘匿を厳守しなければならない。

⑦会長及び校長又はその授権を受けた副校長は、会則第15条5項及び第18条

に基づき、推薦委員会に出席することができるが、推薦委員会に求められ

た場合を除き、候補者の可否等について個別具体的な意見を述べてはならない。

⑧推薦委員会は秘密会とし、委員及び出席者は、その選定の過程で知り得たプ

ライバシーを含む個人的事情、選考に伴う委員会内のやり取り、発言等につ

いて守秘義務を負う。⑦以外の出席・傍聴は認めない。

(2) 候補者との交渉、総会への推薦・承諾

⑨推薦委員会委員長（又はその代理）は、会長及び校長又はその授権を受けた

副校長に対して、④の役員候補対象者及び⑤の会計監査委員候補者について

候補承諾の交渉を始める前に報告するとともに、逐次、交渉の進捗状況を報

告するものとする。また、会長、校長又はその授権を受けた副校長は、適

正な運営確保の観点から説明を求めることができる。

⑩推薦委員会は、候補者に受諾の意志確認のため「承諾書」の提出を求め、役

員及び会計監査委員の候補者を決定する。また、全候補者の「承諾書」が揃

った時点で、速やかに、会長、校長又はその授権を受けた副校長、及び実行

委員会に候補者名を報告するものとする。

⑪候補承諾の交渉は、概ね12月下旬までを目途に行うものとする。なお、交渉

が難航した場合についてはこの限りでない。

⑫推薦委員会は、その選考経過の概要として、(1)会員から推薦のあった候補者数、(2)候補者の推薦数の分布状況等とともに、(3)選考に当たっての留意点・特段の事情等があれば、それらについて期末総会に報告するものとし、これを記録として残すものとする。

⑬推薦委員会は、期末総会の席上で、役員及び会計監査委員の候補者を、⑫の選考経過の概要を報告した上で推薦し、会員の承諾を得た後、任務を終わる。

(3) その他、問題が生じた場合

⑭推薦委員会は、必要に応じて会長や校長及びその授権を受けた副校長と相談しつつ対処するものとする。

慶弔見舞等に関する内規

平成28年3月31日改正

1. 転退職

- イ. 教職員の転退職……………一律3,000円とする
- ロ. 非会員の職員の転退職……………教職員に準ずる

2. 見舞

- イ. 職員（以下職員とは教職員、非会員の職員をいう）が病欠勤
引き続き3週間以上にわたる時……………3,000円
- ロ. 職員が火災、風水害、その他不慮の災害を被った時……………3,000円
- ハ. 生徒が3週間以上にわたる病気又は負傷で欠席の場合、
火災、風水害、その他不慮の災害を被った時……………3,000円

3. 死亡

- イ. 教職員が死亡した時……………5,000円
- ロ. 非会員の職員が死亡した時……………5,000円
- ハ. 教職員の配偶者、実父母、同等の子が死亡した時……………5,000円
- ニ. 主事の配偶者、実父母、同等の子が死亡した時……………3,000円
- ホ. 生徒が死亡した時……………5,000円
- ヘ. 生徒の保護者（父母又は父母に代わるもの）が死亡した時……………5,000円

4. 結婚・出産

- イ. 教職員が結婚した時……………5,000円
- ロ. 主事が結婚した時……………3,000円

ハ. 教職員及びその配偶者が出産した時……………5,000円

※ 特別な事情があつて上記規定だけでは適当でないと認められる時は、会長は実行委員会にはかつて善処することができる。

※ この内規を改正しようとする時は、会長は実行委員会にはからなければならない。

歴代会長

田中重衛氏	昭和24年～25年度
宮崎晴美氏	昭和26年～27年度
伊地知重徳氏	昭和28年度
原新十郎氏	昭和29年～30年度
野口武太郎氏	昭和31年～34年度
中山策雄氏	昭和35年度
和泉武雄氏	昭和36年度
成瀬正人氏	昭和37年度
頼惇吾氏	昭和38年度
坂井本良氏	昭和39年～41年度
武井真二氏	昭和42年～43年度
曾根秀子氏	昭和44年度
馬替節子氏	昭和45年度
丸岡研二氏	昭和46年度
武井真二氏	昭和47年～48年度
曾根秀子氏	昭和49年～50年度
脇田登志子氏	昭和51年度
玉井つる子氏	昭和52年度
榊原末雄氏	昭和53年度
田中泰博氏	昭和54年度
麻井律子氏	昭和55年度
武藤清太郎氏	昭和56年度
太田誠一氏	昭和57年～58年度
守屋清氏	昭和59年度
毛利陽太郎氏	昭和60年度
竹村俊子氏	昭和61年度
四戸正敏氏	昭和62年度
太田誠一氏	昭和63年度
毛利陽太郎氏	平成元年度
長谷川康夫氏	平成2年度
溝畠早千代氏	平成3年度
白勢見和子氏	平成4年度

大矢哲司氏	平成5年度
栢田比呂志氏	平成6年～7年度
富田浩司氏	平成8年～9年度
松尾啓二氏	平成10年～11年度
樋口昌平氏	平成12年度
山田淳一氏	平成13年～14年度
山崎縁氏	平成15年度
田代智加子氏	平成16年度～平成19年度
岡田薫氏	平成20年度～平成22年度
榎本敦子氏	平成23年度
古川美世子氏	平成24年度
流矢依理子氏	平成25年度～平成26年度
内藤左知子氏	平成27年度
池田明子氏	平成28年度
田中ひろみ氏	平成29年度
島田哲也氏	平成30年度
ヨハンソン弘美氏	平成31年度～令和2年度
岡篤氏	令和3年度
富尾則子氏	令和4年度～令和5年度
林英俊氏	令和6年度
清水豊氏	令和7年度～令和8年度

